

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 永井 浩之 様 であて名 〒100-0005 日本国東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本 生命丸の内ビル 協和特許法律事務所		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 31.10.2017	
出願人又は代理人 の書類記号 219992		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2017/028825	国際出願日 (日.月.年) 08.08.2017	優先日 (日.月.年)	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. 補充欄参照			
出願人 (氏名又は名称) リケンテクノス株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 04.10.2017			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 江間 正起 電話番号 03-3581-1101 内線 3457	4J 4048

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 紙形式又はイメージファイル形式
- b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-9	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項		有
	請求項	1-9	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-9	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

- 文献1 : JP 2002-105255 A (古河電気工業株式会社) 2002. 04. 10
- 文献2 : JP 2005-179658 A (リケンテクノス株式会社) 2005. 07. 07
- 文献3 : JP 2008-202002 A (リケンテクノス株式会社) 2008. 09. 04

A-1. 請求項1-5に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1により、進歩性を有しない。

文献1の特許請求の範囲、段落[0023]-[0030]、[0033]-[0035]には、(a) ビニル芳香族化合物をその構成成分の主体とした少なくとも2個の重合体ブロックAと、共役ジエン化合物をその構成成分の主体とした少なくとも1個の重合体ブロックBとからなるブロック共重合体、および/またはこれを水素添加して得られる水添ブロック共重合体100質量部、(b) 非芳香族系ゴム用軟化剤0~130質量部、(c) エチレン・ α -オレフィン共重合体400質量部を越え3800質量部以下、並びに(d) ポリプロピレン樹脂200質量部を越え2500質量部以下からなる熱可塑性樹脂成分(A)100質量部に対して、(e) 有機パーオキシド0.01~0.6質量部、金属水和物(B)50~300質量部を含有し、前記金属水和物(B)は、シランカップリング剤で処理された金属水和物である難燃性樹脂組成物が記載されており、該シランカップリング剤で処理された金属水和物は、金属水和物に対し、0.2~2質量%のシランカップリング剤で処理されたものであること、該樹脂組成物は、フェノール系酸化防止剤等の添加剤を含有し得るものであること、該樹脂組成物は、電線に用いられるものであり、押出被覆してそのまま被覆層を形成するものであることも記載されている。

また、実施例には、(a) スチレン・エチレン・プロピレン・スチレン共重合体5質量部、(b) 非芳香族系ゴム軟化剤5質量部、(c) 密度0.913g/cm³のエチレン・ α -オレフィン共重合体50質量部、(d) 融点153℃のポリプロピレン系樹脂35質量部、(e) 有機パーオキシド0.2質量部、(B) シランカップリング剤で表面処理した水酸化マグネシウム150質量部又は80質量部、ヒンダードフェノール系酸化防止剤1質量部を含有する樹脂組成物が具体的に示されている(実施例13-14)。

(補充欄へ続く。)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 欄の続き

C08L23/06(2006.01)i, C08K3/22(2006.01)i, C08K5/13(2006.01)i,
C08K5/14(2006.01)i, C08K5/372(2006.01)i, C08L9/06(2006.01)i,
C08L23/10(2006.01)i, C08L23/26(2006.01)i, H01B7/295(2006.01)i

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

ここで、上記水酸化マグネシウムには、シランカップリング剤が表面処理されているから、文献1記載の発明の樹脂組成物には、シランカップリング剤が含まれているものといえるし、その量は、上記文献1の記載から、本願所定の範囲内の量であると認められる。

そうすると、本願請求項1-5に係る発明の樹脂組成物は、(E)酸化防止剤の含有量が所定の範囲に特定されている点で、文献1に記載された発明の樹脂組成物と相違する。

しかし、樹脂組成物を製造するに際して、添加剤の添加量の範囲を調整することは、通常行われることであるから、文献1記載の発明の樹脂組成物について、添加する酸化防止剤の添加量の範囲を検討し、最適な範囲を決定することは当業者が容易になし得ることである。

そして、酸化防止剤の添加量を増やすことにより耐熱老化性等の性能が向上することは、当然であるから、本願発明の効果が格別顕著なものであるということとはできない。

A-2. 請求項6に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1により、進歩性を有しない。

文献1の記載事項については、上記A-1.を参照。

文献1の段落[0004]には、自動車用途に使用される電線は、非常に高い摩耗特性が求められていることが記載されているから、文献1記載の発明の樹脂組成物を、自動車用途に使用される電線に用いることは、当業者が容易になし得ることである。

A-3. 請求項7-9に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1、3により、進歩性を有しない。

文献1の記載事項については、上記A-1.及びA-2.を参照。

熱可塑性樹脂組成物を有機過酸化物で硬化させる際には、有機過酸化物の1分間半減期温度以上の温度で熔融混練することで、完全に反応を終了させることができ、電線形成性を向上させ得ることが知られている(文献3の特許請求の範囲、段落[0062]、[0077]参照)し、組成物を混練する際に各成分の添加の順序を適宜調整することは、通常行われることであるから、文献1記載の発明の樹脂組成物を製造するに際して、反応温度等の条件を検討し、最適な条件を決定することは、当業者が容易になし得ることである。

(補充欄へ続く。)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

B-1. 請求項1-5に係る発明は、国際調査報告で引用された文献2により、進歩性を有しない。

文献2の特許請求の範囲、段落[0036]-[0043]、[0048]-[0055]には、(b)芳香族ビニル化合物と共役ジエン化合物を主体とするランダム共重合体の水素添加物5~95質量%、及び(c)ポリプロピレン樹脂5~95質量%、並びに(a1)エチレン- α -オレフィン共重合体、(a2)エチレン-酢酸ビニル共重合体、エチレン-(メタ)アクリル酸共重合体、またはエチレン-(メタ)アクリル酸エステル共重合体、(a3)エチレン-プロピレン共重合体ゴムから選ばれた少なくとも1種以上の樹脂90質量%以下、及び(d)不飽和カルボン酸またはその誘導体および(メタ)アクリル酸またはその誘導体からなる群から選ばれる少なくとも一種で変性した樹脂70質量%以下を含有する熱可塑性樹脂成分(A)100質量部に対して、(e)有機パーオキサイド0.001~1質量部、並びに金属水和物(B)50~300質量部を含有し、前記金属水和物(B)は、シランカップリング剤で処理された金属水和物である難燃性樹脂組成物が記載されており、該シランカップリング剤で処理された金属水和物は、金属水和物に対し、0.2~2質量%のシランカップリング剤で処理されたものであること、該樹脂組成物は、フェノール系酸化防止剤等の添加剤を含有し得るものであること、該樹脂組成物は、電線に用いられるものであり、押出被覆してそのまま被覆層を形成するものであることも記載されている。

また、実施例には、(a1)密度 903 kg/m^3 又は 880 kg/m^3 のエチレン- α -オレフィン共重合体55質量部、(d)マレイン酸変成ポリエチレン5質量部、(c)融点 162°C のプロピレン樹脂15質量部、(d)アクリル酸変性ポリプロピレン15質量部、(b)スチレン-ブタジエン共重合体水素添加物10質量部、ヒンダードフェノール系酸化防止剤1.0質量部、有機パーオキサイド0.06質量部、シラン処理水酸化マグネシウム275質量部又は250質量部を含有する樹脂組成物が具体的に示されている(実施例13-14)。

ここで、上記水酸化マグネシウムには、シランカップリング剤が表面処理されているから、文献2記載の発明の樹脂組成物には、シランカップリング剤が含まれているものといえるし、その量は、上記文献2の記載から、本願所定の範囲内の量であると認められる。

そうすると、本願請求項1-5に係る発明の樹脂組成物は、(B)非芳香族系ゴム用軟化剤を所定量含有することが特定されている点、(E)酸化防止剤の含有量が所定の範囲に特定されている点で、文献2に記載された発明と相違する。

しかし、文献2の段落[0051]には、文献2記載の発明の樹脂組成物には、他の樹脂等を添加し得ることが記載されているし、文献2の段落[0068]には、他の樹脂としてパラフィンオイル等が例示されているから、文献2記載の発明の樹脂組成物において、パラフィンオイル等の添加剤を更に添加することは、当業者が容易になし得ることである。

また、樹脂組成物を製造するに際して、添加剤の添加量の範囲を調整することは、通常行われることであるから、文献2記載の発明の樹脂組成物について、添加する酸化防止剤の添加量の範囲を検討し、最適な範囲を決定することは当業者が容易になし得ることである。

(補充欄へ続く。)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

B-2. 請求項6に係る発明は、国際調査報告で引用された文献2、1により、進歩性を有しない。

文献2の記載事項については、上記B-1.を参照。

自動車用途に使用される電線は、非常に高い摩耗特性が求められていることが知られている（文献1の段落[0004]参照）から、文献2記載の発明の樹脂組成物を、自動車用途に使用される電線に用いることは、当業者が容易になし得ることである。

B-3. 請求項7-9に係る発明は、国際調査報告で引用された文献2、1、3により、進歩性を有しない。

文献2、1の記載事項については、上記B-1.及びB-2.を参照。

熱可塑性樹脂組成物を有機過酸化化物で硬化させる際には、有機過酸化化物の1分間半減期温度以上の温度で熔融混練することで、完全に反応を終了させることができ、電線形成性を向上させ得ることが知られている（文献3の特許請求の範囲、段落[0062]、[0077]参照）し、組成物を混練する際に各成分の添加の順序を適宜調整することは、通常行われることであるから、文献2記載の発明の樹脂組成物を製造するに際して、反応温度等の条件を検討し、最適な条件を決定することは、当業者が容易になし得ることである。